



Title	『烏臺筆補』譯註稿
Author(s)	淺見, 洋二; 沖田, 道成; 佐藤, 貴保 他
Citation	中国研究集刊. 2002, 30, p. 63-92
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61183">https://doi.org/10.18910/61183</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 『烏臺筆補』譯註稿

淺見洋二 沖田道成 加藤聰 佐藤貴保  
高橋文治 中村健太郎 向正樹 山本明志

元・王惲撰『秋澗先生大全文集』（以下『秋澗集』と略す）

匯釋』の略である。

卷八四、『烏臺筆補』（二）の全文に日本語譯と注釋とを付す。

○原文は四部叢刊本に據り、『元人文集珍本叢刊』（新文豐出版公司）のそれを適宜參照した。○『秋澗集』の卷數と卷内の順番に従つて、各案件にそれぞれ番號を付した。たとえば、八四一四とは卷八四の四番目の案件の意である。

○原文中の誤字ないし衍字は（）で示し、正しいと思われる字、脱字を〔〕で示した（文字の異同や校訂に關わることは、【註】においても適宜言及する）。○改行と空格は原形に倣い、各條文の表題部分においても、それら改行と空格が何の字に對するものかを注記した。○意味があると思われる原文中の略字は、これをなるべく原形のまま残した。○【註】中にいう（漢）は『漢語大詞典』、（宋元）は劉潛庵編著『宋元語言詞典』、（張）は張相『詩詞曲語辭

### 八四一一 彈聊城縣官汚濫事狀

今體察得、博州聊城縣周縣尹、至元六年冬、與部內良人妻阿曹通奸。其秦主簿亦於當年秋、前往上口鎮倉部糧、與部民馮貨郎女通奸。俱各私下用錢折合、休和了當。就問得本路司吏朱勉、與所察相同。今來切詳、縣尹・主簿俱係牧民之官、承流宣化、肅政風俗者也。今侵犯部民、其汚濫非逞如此。合行糾劾。

### 【譯】

聊城縣の官の不正行為を彈劾する意見書

いま實地に取り調べたところ、博州聊城縣の周縣尹は、至元六年（一二六九）の冬、管轄下の平民の妻である阿曹

と密通した。聊城縣の秦主簿もまた、その年の秋、上口鎮の倉に税糧を集めに赴いた際に、管轄下の小間物賣りである馮のむすめと密通した。いずれも、うらで金錢に換算し、示談している。いま思うに、縣尹・主簿はいずれも牧民官であり、お上の教化をうけて風俗を正すべき者たちである。管轄下の民を侵犯し、かくも不正・違法行為をはたらいている。

彈劾書をおくるべきである。

【註】

○汚濫—主に官吏の汚職、不正行為をいう。『南村輟耕錄』卷一九「蘭駕上書」に「水旱・災變の連年息まさるは、實に官の汚濫に由る」とある。○狀—お上への訴え状のことを「告狀」というように、上級の官廳へ提出する文書を一括して「狀」といった。本稿では、王惲の意をくんで便宜的に「意見書」と譯す。○體察得—「體」はみずから行うこと。「得」は語助。

○良人—「賤」

「隸」でなく、税の対象となる戸籍を持つ者を總稱して「良人」という。○阿曹—『五代史平話』「漢史平話」卷上に、劉光贊の妻・蘇氏の告狀が掲載され、「劉阿蘇の狀」という。既婚女性は、夫の姓と自分の姓の間に「阿」の字をおいて文書に記した。こにいう「阿」はその「阿」。

○部糧—部内（所轄）の「税糧」（場合によつては銀）を集めること。その役人を「部糧官」とも稱した。『元典章』「戶部」（一〇）に「若し本處、正官・權官を差して將ち來たらば、若し失陷、税石の不足あらば、各處の達魯花赤・管民官・部糧官は首從を分かたず、一同に斷罪す」とある。なお、本案件において「當年の秋」とあるのは、「部糧」が秋に行われるから。秦主簿は聊城縣の主簿、その聊城縣の倉庫が上口鎮にあつたのだろう。上口鎮がどこにあつたのかは不明だが、聊城縣の大運河沿いであった可能性が高い。

○私下—「こつそりと」「閻ル」トで「うらで」の意。○折合—「折」は「換算する」の意。金に換算して折り合うこと。○休和—「休」は「休書（離縁狀）」の「休」。おしまいにして和解すること。示談。○了當—終わる。この時代には、「問當」「斷當」など、「當」をつけて二音節化される動詞がいくつかある。（張）参照。

○就問—『吏學指南』「推鞠」に「甲事もて官に到りて又た乙事を問うが如き者を謂う」とある。直接問いただすことをいうのである。

○切詳—「切」は、「切見」「切惟」の「切」と同様で、「竊」の略字。一種の謙譲語。「切詳」は「参照」と同義。記述者自らが参考意見を付す場合に用いる。また、「切詳」「參照」の對語は「詳照」で、こちらは文書の受け手が「つ

まびらかにする」場合に用いる。

○肅政—「政」は

「整」ないし「正」の音通。「肅整（正）」は「肅清」と

同意。

○行—文書をおくること。

#### 八四一二 論中都喪祭禮薄事狀

切惟、送終入子之大事。今見中都、風俗薄惡、於喪祭之禮、有亟當糾正者。如父母之喪、例皆焚燒以爲當然。習既成風、恬不知痛。敗俗傷化、無重於此。契勘、係契丹遺風。其在漢民、斷不可訓。理合禁止、以厚薄俗。外據除六、無問貴賤、多破錢物、市一切紙作房室・侍從・車馬等儀物。不惟生者虛費、於死者寔無所益、亦乞一就禁止。據此合行具呈。

#### 【譯】

中都の葬祭の禮が淺薄である」とを論じる意見書  
死者を送り祭ることは人の子としての重要なつとめである。いま思うに、中都の風俗は淺薄で、葬儀・祭禮についてすみやかに正すべきものがある。たとえば父母の葬儀に際し、みな火葬にしてそれを當然のこととし、風習となつて悲しむことを知らない。風俗教化を損なうものとしてこれよりひどいものはあるまい。もとをただせば

契丹の遺風であるが、「中原の民」に決して手本とさせるべきではない。火葬を禁止して、淺薄な風俗を正すべきであろう。  
このほか「除六」については、富者も貧者も金品を餘計に使い、(死者のための)紙でできた屋敷・侍從・車馬など諸々の供え物を買つてゐる。これは單に生者にとつて浪費になるばかりでなく、死者にとつても何の益もない。このことについても併せて禁止することをお願いしたい。これについては具呈書をおくるべきである。

#### 【註】

○中都—金の中都を指す。のち「南城」とも呼ばれる。  
この案件が出された當時、大都は完成していない(『烏臺筆補』八四一—四参照)。  
○切惟—「切惟」「切見」はこうした文書の書き出しの言葉。「切」については八四一の註参照。  
○契勘—宋元期に多用された吏牘語で、『吏學指南』「發端」の條は「事の應に推驗して行る者を謂う」という。(宋元)は「查問、查核」とする。「契」は「照合する」、「勘」は「照合して裏をとる」の意。  
○漢民—この時代の「漢」は一種の地域名稱であり、一般的には舊金朝治下を指す。」( )にいう「漢民」は「契丹」の對語であり、「中原の民」といった意だと思われる

が、そこに民族の意識がふくまれるか否かはよく解らない。

○外據—「ほかに～については」の意。「據」は

おそらく「至る」の合音字であろう。

○除六一待考。

前後の文脈から推して、佛教にかかる行事を「除六一」と思

われる。一年の服喪期間を終えての六年後、すなわち七年

回忌のようなものを指すか（その場合の「除」は「喪が明け

る」の意。「除靈」の誤りの可能性もある）、あるいは六根・六

欲・六害・六賊の類を除く行事をいうのではあるまいか。

なお四庫全書本の『秋澗集』はこの二字を「除該」に作

るが誤りであろう。

○一切—「もろもろ」の意。

「すべての」の意ではない。

○一就—「一緒に」の意。

意。（漢）（宋元）参照。

#### 八四—三 皇太子親政事狀

（燕王）「聖」で空格

蓋聞、武丁學于甘盤號殷高宗、孝宣起於民間爲漢（今）

「令」主。（以）唐太祖朝以子治觀政、世宗東巡以允恭監

國。斯二君者、豈特爲元嗣、廣聰明、達民事而已。蓋將

正神明之器、分夙夜之憂、繫臣鄰之心、慰億兆之望、撫

軍監國皆其事也。而賈生亦云、「太子正而天下定矣」。恭

惟 燕王殿下春秋鼎盛、孝敬日隆、今者守中令領樞府、

然首居重器、未嘗事事。且古之聖人宜莫如舜、尙歷試諸難、用彰玄德。以惲患慮、誠宜早正位號、俾躬理庶務、仰承黃屋之心、俯署青宮之事。如每歲春車駕巡幸上都、燕王殿下居守陪京、撫臨漢地、握一府之樞、控百辟之重、俾睿智足臨、日深治道。又念、方今聖天子、以仁厚恭儉率先天下、而繼體者於稼穡艱難之事、又不可不知也。不然、沿邊將士自較閱以來、上下負責不蒙自新、雖欲功過相當、將何所明。若高秋馬肥、奉將天威撫巡江漢、以之頒犒祿秩、赦宥過悞、豈特旗幟壁壘精彩一新、亦將作士氣、遏蠻荆、懷遠方、安新附。復有奮忠竭力、建非常之功於目前者矣。其爭先快觀謳歌慶幸、倍於尋常萬萬也。又省記頃者、太子合昔夕、在先朝時、已以位號之正、判署教條、親諭漢官。茲非其事。與能若是固盤石之基、定天下之本、計孰大於此者。惲職分雖卑猥、當言責。國之大事、敢冒昧敷陳。

【譯】

皇太子がみずから政務をとられることについての意見書

聞くところでは、武丁は甘盤に學んで殷の高宗となり、孝宣皇帝は民間から身を起して漢の名君になったという。

唐の太宗は子の治に政務を執らせ、金の世宗も東巡の際には太子の允恭に攝政をさせたが、治と允恭の二君は、太子としての知見を擴げ、行政に通じるためだけに天子の政務をてつだつたのではない。一方では、後繼者としての名分を明らかにし、皇帝の仕事を分擔して臣僚や萬民の期待にこたえ、軍を統括して、支配することが重要な職務であった。漢の賈誼も「太子が正しければ天下は安泰である」と述べる。つつしんで思うに、燕王殿下（眞金）は年齢も盛んなおりで、孝順の譽れも高い。いまや中書令となり樞密院を率いておられるのに、重要な立場の中心にあって、いまだ何の仕事をしておられない。古の聖人のなかでも模範とすべきは舜であるが、その舜ですらさまざま試練を経て高い徳をあらわした。わたくし王惲が思うに、燕王は早急に後繼者としての名分を明らかにし、自身から庶務を處理され、陛下の御心を仰いで皇太子としての仕事に臨まれるべきであろう。たとえば、陛下が毎年春に上都に巡幸される際には、燕王殿下が副都・燕京におられ、漢地に臨んでかなめをおさえ、諸侯の重鎮たちを統制される。そうすれば、「聰明叡智にして以て臨むに足る」主君として、日々治道に精通していただけるだろう。

いま、陛下（ケビライ）は「仁厚」「恭儉」の徳で天下

の先頭にたつてはおられるが、その後を繼ぐものは、民事・軍事についても十分通曉していなくてはならない。なぜなら、憲宗モンケの檢閱を受けて以來、國境沿いの將士は上も下も責任のみを負わされ、いまだに一新をこうむらず、せめて功績によって過去の過失を相殺したいと思つても、その努力を明らかにすることができないでいるからである。秋深まり馬も肥えるころ、天の威嚴を奉じて長江・漢水あたり（南宋）を撫巡する折には、燕王殿下を正式に皇太子とされ、それを機に將士に奉給を與え恩赦をしくなれば、前線の状況が輝きをまして一新されるだけではなく、士氣をたかめ、蠻刑を遠ざけ、遠方の人々をてなすけ、投降した民を安心させることになるだろうし、忠義をふるつて大きな戦功を近い将来に立てる人物もでてくるにちがいない。そうなれば、みな先を争つて陛下の多幸を歓喜し、通常にもまして聖天子の御世を謳歌することになろう。

また、過去を顧みると、かつて太子の合昔夕（カシダイ）は先朝の折に、正式な立場を與えられて政務を執り、漢人の官をみずから指導したが、これは皇太子親政のよい前例ではあるまい。皇太子を立て、國家磐石の基礎を固めて天下の根本を定めることに比較すれば、他はすべて些事である。

わたくし惣の職分は小さいが、御史臺につとめる身である。ご公家の大事であるので、不明を恐れず私見を述べた。

【註】

○武丁—殷の第二〇代の王、高宗。民間の賢臣である甘盤に學び、即位後かれを相とした。○孝宣—漢の宣帝。謚は孝宣皇帝。武帝の曾孫。武帝の太子廢嫡事件に連座して皇族籍を剥奪されたが、後偶然によつて民間から帝位についた。

○（以）唐太祖—「以」は衍字であろう。また、「唐太」は唐の太宗。玄武門のクーデターによって帝位についた。彼は當初、長子を後繼指名していたが、次子との間に後繼者争いがおこり、苦慮のすえ第三子の治を繼承者に選定した。

○世宗—金朝の五代皇帝世宗。海陵王の南征中に北方でクーデターを起こし帝位についた。彼は大定二五、六年に祖宗の地である上京に巡幸し、その際に皇太子の允恭（顯宗）を監

ビライとアリク・ブケの争いがそこに暗に托されていることは、おそらく間違いない。○賈生—前漢の文臣、賈誼。「太子正しければ云々」は、「陳政事疏」（漢書）卷四八「賈誼傳」にある言葉。○燕王—世祖クビライの嫡子、眞金（チンキム）。名は佛典に由來する。『佛祖歴代通載』卷三二によれば、その誕生時にクビライの潜邸に招かれていた海雲禪師印簡が命名したという（岩井大慧『日支佛教史論攷』東洋文庫、一九五七参照）。中統三年に燕王に封じられ（陳經『通鑑續編』は中統二年とする）、中書令を帶びた。四年に兼樞密院事となる。正式に皇太子に冊立されたのは至元一〇年三月（『元史』列傳（二）「裕宗傳」、『元典章』「詔令」（一）「立后建儲詔」参照）。

○陪京—ここでは燕京地区のこと。燕京を陪京と呼ぶのは、皇帝のいる場所を「京」「都」とする傳統的觀念があつたからだろうが（皇帝クビライは上都に季節移動しており燕京は留守になつてゐる）、上都と燕京を含む廣い地域を一種の首都圈としたクビライの意圖を王惣があるいは理解して、そういう表現した可能性もあるだろう。なお、上都と燕京を含む廣い地域を一種の首都圈としたことについては、『元典章』「詔令」（一）「建國都詔」参照。この詔令は中統五年八月に出されている。○百辟—『尚書』や『詩經』にある言葉で、諸侯を指す。ここでは「諸侯下」をいう

のではあるまいか。 ○睿智足臨——『中庸』第一八章にある「唯だ天下の至聖のみ、能く聰明叡知にして、以て臨むことあるに足る」を用いる。この言葉を王惲がもし『四書集註』から取ったとすれば、朱子學北漸の實例ということになる。 ○較閱——「鉤考較閱」。この四字を略して「鉤較」ともいう。檢閱の意。ここでいう「較閱」は、『元史』「憲宗本紀」丁巳年に「理算錢穀」と表現され、同書「世祖本紀」(一)に「大いに鉤考を加う」と記述される事件、すなわち、憲宗モンケがクビライの異志を疑い、アランダールを派遣して「檢閱」せしめた事件をいうだろう。 ○合昔夕——太宗オゴディの第五子、合失(歹) QASI(DAI)。カイドウの父にあたる。チニギスが西夏を降した時期に生まれたため、それに因んで「河西(西夏の領土の意)」と名付けられたという。カシが太子だったことをいう記録については、漢語文献では本案件以外にも『黑驥事略』徐霆疏があるが、比較的信頼の置ける史料で本案件のように「位號の正をもつて政務に當った」ことをはつきり記述する例は、西方文獻を視野にいれてもおそらく皆無だろう。 ○與能——「能」と「寧」は同音であったため、しばしば通用される。「與能」は「與寧」。下文の「孰」と呼應して、いざが選擇されるべきかを問う。

#### 八四一四 彈博州總管楊庭訓不之任狀

(「宣命」で空格、「朝廷」で改行平出)

今體察到、前博州路總管楊庭訓、本官爰自宣州次官陞充河間路總管同知、再考授博州路總管、於今年七月內、祇受宣命虎符、充延安府總管。朝廷恩私、待以不薄、不期錄連保狀、輒自獻投、以延安爲下路、欲難其行、以少中爲稍降、妄攀別例、一意徵求、有虧廉節。兼照得、之官程限已有定例。其楊庭訓、自祇受以來經今四月有餘、推延事故、逗遛不行。(恐)臣子之分不當如此、事屬非違。合行糾劾。

#### 〔譯〕

博州總管楊庭訓が任地に赴かないことを彈劾する意見書

今、實地に取り調べたところ、先の博州路總管楊庭訓は、宣德州の同知(次官)から昇進して河間路總管同知となり、任期二回六〇箇月で博州路總管に除せられた。今年の七月から、つつしんでカアンの紋任狀と虎頭金符をお受けして、延安府總管に充てられたが、帝の格別のおぼし召しを頂き、かくも厚い待遇を受けながら、はから

ずも保任狀を添付してほしいままに意見書を提出し、延安を下路として赴任をしぶり、少中大夫を降格として勝手に他のきまりにこじつけようとしている。自身の都合をひたすら要求するのは官としての道義にもとり、その上、思えば赴任の所要期日にはすでにきまりがある。

そもそも楊庭訓は、カアンの御命令をうけて以來四箇月あまり、あれこれ理由をかこつて逗留し、赴任しない。臣下の身分でかくもふとどきなのは違法行為である。

彈劾書をおくるべきである。

【註】

○楊庭訓—『元史』「世祖本紀」(一)、中統二年一〇月庚子の條に「西京兩路の官民を括す。壯馬を有するものは皆從軍せしめ、宣德州の楊庭訓をしてこれを統べしむ。有力のものは自から甲杖を備え、無力のものは官より與えて供給す」とある。また同書「世祖本紀」(五)、至元一二年二月戊申の條にも「史天澤卒す。游顯・楊庭訓を召して赴闕せしむ」とある。他に傳記資料は残されていないが、かなり有力な武人だったと推測される。また、『元史』や『事林廣記』の記述によれば、モンゴル時代の「遷轉の法」は至元元年にはじまつたという。楊庭訓は、右に示したとおり中統二年の段階で宣德州の同知だったと

思われるから、「遷轉の法」が實施された至元元年に河間路總管同知に轉出し、再考六〇箇月で博州路總管、それから三〇箇月後に延安府總管に任せられたのだろう。

○爰自—『秋澗集』卷八二『中堂事記』(下)に「爰古迨今」という表現が見られる。「爰」は「自」の意。

○次官—ここでは同知のこと。内閣文庫本『事林廣記』別集卷二「外任諸衙門官職」の表に従えば正五品。

○祇受—絞任狀を拜受する」とを「祇受」という。「祇」は「敬」の意。

○宣命 虎符—五品以上の官員が絞任狀を受ける場合、中書省が「制文」を書き、皇帝の玉印を押した絞任狀によって任命される。この絞任狀を「宣命」という。「宣」とは皇帝のことばの意。また、三品以上の官員には、絞任狀とセットでバイザが與えられた。

「虎符」とはこのバイザの謂。したがって、延安府總管は三品以上の役職ということになる。玉印については『元史』「世祖本紀」(一)至元元年七月「亥の條、バイザについては『元典章』「吏部」(三)「軍官」の條、参照。

○錄連—文書に添付書類をつけることを「連」という。他に「貼連」「頭連」等のタームがある。

○輒自—「輒」は「勝手に」の意。「自」は二音節化するために付いたもの。

の。 ○獻投—「投狀」の「投」を二音節化したもの。

「投獻」ともいう。 ○少中—少中大夫の謂。『元史』

「百官志」(七) 文散官四十二階の表、『元典章』「吏部」

「官制」、内閣文庫本『事林廣記』別集卷一「大元

史」の表等は少中大夫を亞中大夫(從三品)とする。『元

史』の記述によれば、少中大夫は延祐年間に亞中大夫に

改められたといふ。少中大夫の名稱は金制を襲うもの(從

四品)。『金史』「百官志」(二) 參照。 ○之官程限—赴

任にかかる所用期間期限については、『元典章』「吏部」

(四)「赴任程限等例」参照。 ○推延—「推」は「推

故」の意で、「理由をかこつ」の意。

## 八四一五 第二狀

(「朝命」で空格)

近爲延安路總管楊庭訓不赴任事、已經具呈、未蒙定奪。切聞、上臺照勘體察本官元行文卷。意者豈謂憲司已有先行、故遲遲其意。却緣憚體訪此事、前後月餘、纔方得實。據本臺事理、竝不知會、至於愚見偶與鈞意略同、行之似不相妨。緣元狀止彈本官爲路小官降、故違。朝命、八十餘日不行之官。至於自投保狀、曾不知愧、卽係彈章中引據、事意本非正情。設若在先亦有此等事體未嘗糾彈、

憲今後更有似此事同而情理深重者、憚等合無其行與否。據此合行載呈。

### 【譯】

#### 第二の意見書

最近、「延安路總管楊庭訓が任地に赴かないことについて」という文書を上申したが、まだ何の決定もいただいていない。聞けば、御史大夫タガチャル殿は、楊を直接取り調べた既送書類をお調べになつたという。「提刑按察司たちはすでに前例があろうから」と、ことさらにその決定を遅らせていらっしゃる、ということでもあるのだろうか。しかしに、本件はわたくし憚がみずから現地へ赴き、前後一箇月あまりもかかってやつと事實をつきとめた結果の上申なのである。御史大夫のお仕事についてはわたくしの理解の及ばぬ所ではあるが、憚の愚見がたまたまタガチャル殿のご収廬と變わらぬ場合には、これを實行してもさしつかえはあるまい。というのは、もともとの意見書は、楊が路も小さく位も降格になることを理由に、故意に朝廷の命にさからい、八〇日あまりも任地に赴かないことを彈劾したにすぎないからである。自分から保任狀をさし出して全く恥を知らないことについて

は、彈劾文中に證據を引いたが、そこで趣旨は實情どころではない。かりに、以前にもこのような事件があったとして、その者が糾弾されておらず、今後もし似たようなケースで更に深刻な事態が起るようであれば、憚等は當然その可否を述べるべきではあるまいか。

これについては、もういちど具呈書をおくるべきである。

## 【註】

○爲～事—公文書の標題を示す語。「爲」は省略されることも多い。

○定奪—『吏學指南』「署事」の條に、「事務の義を取決するを謂う」とある。「定（肯定）」と「奪（否定）」のいずれかに決定を下す意だが、一般的には「否」の決定を下す意に用いる。（ここは前者の意。）

○上臺—『秋澗集』卷八三『烏臺筆補』（一）に「上下臺とは、大夫・中丞を上臺と爲し、侍御史以下を下臺と爲す」とある。上臺とは、この場合、御史大夫を指す。また、『元史』「世祖本紀」（三）至元五年七月の條に、「御史臺を立つ。右丞相塔察兒を以つて御史大夫と爲す」とあるように、當時御史大夫だったのはオッチギン家のタガチャルである。

○照勘—八四一二「契勘」の註参照。

○憲

憲臺とは御史臺なり、今は直に諸路刑獄を以て憲と爲す」と述べる。「憲司」とは「提刑按察司」の謂であり、「司」は按察司の「司」を取つたもの。なお、『元史』「百官志」（二）は、「國初、提刑按察司を四道に立つ。曰く山東東西道、曰く河東陝西道、曰く山北東西道、曰く河北河南道。至元六年、提刑按察司を以て勸農事を兼ねしむ」という。本件に關わるのは山東東西道提刑按察司であろう。

○緣—「由于」といった意。「因」等と同様の意だが、「因」等が「所以」等を前提として上文に置かれるのに對し、「縁」はしばしば下文に置かれ、原因・來源を示す。また、「却縁」と熟すことも多く、その場合は、「～という否定的（マイナスの）理由がある」という意になるという（『田中謙』著作集）（二）汲古書院、二〇〇〇參照）。

○本臺—「本」は「該」ないし「其」の意で、上文すでに述べた人ないし事を指す。（ここでは「上臺」を指すだろう。）

○知會—「理會」と同意。

○鈎意—「鈎」は「鈎旨」という場合の「鈎」で、一般には一品官以上の朝臣に対する尊敬語として用いられる。

○事意本非正情—「事意」が具體的に何を指すかよく解らない。（ここでは、前文に「彈章中引據」というから、「彈章中に證據をひいて述べた」内容と考えた。また、「正情」はおそらく「正經」といった意だろう。）

○合無—反語。必ず行うべきで

あることを言う助辭。

八四一六 論河南行省屯田子粒不實分收與民事狀

〔國家〕で改行平出

會驗、河南行中書省咨該、去歲屯田子粒一百萬石內、明該屯戶收分語句。今體訪得、止收到稻穀、（又）（人）馬料粟、通計約四十餘萬石、其收分與民數目、至今不曾給付。使失業之民二萬三千餘戶、往返千里、却於住貫般易糴糧、以供朝夕。貧者至嚼食草木、陳告無所以致、往往逃竄、至有舉屯全空者。切惟、屯田大計、當草創之際、所宜務遠圖、固根本、開布恩信、撫養新集、遵固（予）（與）之道、植久駐之基。不務出此、將上項子粒、公文明該除數、實惠曾不及民、使官食前言、民有飢色。張虛數、以要上知、顧小利而（歛）（斂）衆怨、既非國家之便、又非持久成大功之遠略也。其昧上虐下、是屬姦欺。據此合行糾呈。

思ふに、屯田は壯大な事業である。王朝草創のこの時にすべきは、未來を見通して根幹を固め、恩徳信義をしきひろげて歸順者をいたわり、團結の道にしたがつて永く駐留できる基礎をうちたてることである。しかるにそれにつとめず、前出の穀物については公文書に差し引き分が明記されているのに、實際の分け前は全く民に與えられていない。官方は前言をひるがえし、民は困窮している。偽りの數字を擧げているのなら、お上に報告しなければならないし、小さな利を氣にして民衆の怨みをかつてはいるのなら、ご公家の利にならないばかりか、困難を克服して成功を收める道にも反するであろう。上に背き下を虐げることは、よこしまな詐欺行爲である。

【譯】

河南行省の屯田において穀物が配分に満たず分け與えられていることを論じる意見書

河南行中書省の咨文を照會してみると、去年の屯田の

このことについては、糾弾のための具呈書をおくるべきである。

【註】

○河南行省屯田—『元史』「兵志」(三)、「河南行省所轄軍民屯田」の條に「(至元)六年、襄樊を攻めるに軍餉の足らざるを以て、南京・河南・歸德諸路の編民二萬餘戸を發して唐・鄧・申・裕等處に立屯せしむ」とある。本案件がいう河南行省屯田とは恐らくこれを指す。なお、河南行中書省については、『元史』「世祖本紀」(三)至元五年一〇月の條に「河南等路行中書省を立て、參知政事阿里

を以て行中書省事とす」とあるように、至元五年一〇月に設立されたものと思われる。また、『元史』「世祖本紀」(四)至元八年正月の條に、「中書省の臣、言えらく、『前

に旨有りて、臣をして樞密院・御史臺とともに河南行省の

阿里伯等の置きし所の南陽等處の屯田を議せしむ。臣等

以爲らく、凡そ屯田の入戸は皆な内地の中産の民にして、

遠徙され業を失う。宜しく之を本籍に還すべし。其れ南

京・南陽・歸德等の民賦は、今より悉く折して米糧を輸さ

しめ、便近の地に貯えて以て襄陽の軍食に給すべし。前

に屯田せし所は、阿里伯、自ら無効引伏を以てせり。宜

しく州郡をして民を募り耕佃せしむべし』と。これに從

う」とあり、ここに言う「南陽等處の屯田」が、本案件の言う「河南の屯田」であることは明らかである。「河南の屯田」は、河南行省の阿里伯等が「内地の中産の民」を「遠徙」して、「襄陽の軍食に給すべく」至元六年に實施したが、至元七年には破綻して、「中書省の臣」と「樞密院・御史臺」が協議した結果、八年正月には廢止が決定されたのである。○子粒—もみつき、もみなしの穀物の總稱。

○實分收與—「分をみたして收與する」と解した。

○會驗河南行中書省答—「會驗」の語は『吏學指南』「發端」の條に見え、「事の應に證條して行るべき者を謂う」とある。この「會」とは「所轄をまたいで集まる・集める」の謂。同書「推鞠」の條には「會問」の語があり、「事の他司に關わるに、理として須く會取して問うべき者を謂う」とある。また、河南行中書省の答文は、この場合恐らく中書省に宛てられて發せられたもの。

文頭で「會驗」とい、「據」といわるのは、行省から中書省に宛てられた文書を參照するからである。

○明該—「該」は「それ」の意で、吏牘文においてしばしば公文書の引用を導く語として用いられる。『元典章』中では「明該」もそうした語彙だが、ここでは「はつきりとしたそれとして」の意で、「明降」と似たニュアンスをもつてはあるまいか。

○稻穀—種もみ。

( 74 )

(又)「人」馬料粟、「又」は「人」の、字形による誤りと考えた。「人馬料粟」は、「馬の草料と民の糧粟」と理解した。

○數目一「數」の意。「收分與民數目」といふた場合、金錢等に換算したものを想定すべき場合と、現物を想定すべき場合とがある。ここではおそらく現物であろう。

○般易一「般」は「搬」と通する。

○固(予)「與」—「固くみする、結びつく」の意。底本が「予」を作るのは、「與」と音が通ずることに由来する誤りであろう。『春秋左氏傳』「襄公十一年」に「楚の敢て敵らざれば、而る後固與すべきなり」とある。

○不務出此—上文のあるべき理想と、下文の至らぬ現状とを連接するための表現。『鳥臺筆補』八七一二にも見える。

○除數—數量を減じる意であろうが、「除」が引き算、割り算のいずれを指すのかは未詳。また、文中に「一百萬石」「四十餘萬石」など穀物の量を示すことばが見られるが、これらが具體的にどのような關係にあるのかは、この文章による限りでは判然としない。

○食言—嘘をつく。『尚書』「湯誓」にも見える語であるが、ここでは『春秋左氏傳』「哀公二十五年」の「是れ言を食らうこと多ければ、能く肥ゆること無からんや」を踏まえて、後の「民有飢色」との対比を表しているだろう。

## 八四一七

### 論河南分作四路事狀

(「國家」で改行平出)

切見、河南係邊防重地、耕戰之大本所在。今

國家用兵江漢、開置屯田、示其久駐、非特取襄陽而已。

爲今之計、宜分治撫養、以實河南根本爲急。照得、河南、

地方寬闊、東西二千、南北一千餘里。跨州連郡、大小七

十餘城、軍民一十八萬戶。雖不及往時、實亡金一國也。

今止設總府一道、使都轄於上。府治又處北偏、東南州郡、

半與南界犬牙交入、如唐、鄧、徐、邳、毫、潁等州、去京近者

五六百里。少有緩急、其簿書期會、往返交錯、首尾相應、

動輒月餘。不惟辦集生受、其實難以控制。兼平時與多故

事勢不同。自攻守襄陽已來、轉輸調度、百色所須取辦、

有司急於星火。今而亦同止轄三兩州者、張官置吏、一體

勾當、縱(彼)「拔」人才、固難負荷。此特官府之難易耳。

所可慮者、迤南屯田大(復)「覆」壞散、往往避役、致有

(免)「舉」屯全空者。其患、在不隸州府、衆人耽悞、無

有專任責者故也。又值蝗旱連年、軍民困苦、譬猶群羊數

萬、被擾不安。雖居牧地、且乏水草、又令一人看管放牧、

未見其安且便也。以憚愚見、合無將河南地面分作四路。

以歸德爲一路、而徐、邳、宿、毫隸之、以蔡州爲一路、而陳、

穎、睢、息隸之、以鄧州爲一路、而申、裕、唐隸之、以南京

爲一路、而鈞・許・嵩・汝・鄭・延隸之。其選任官吏、比之常

調、增加品秩、庶勉勸事功、人爭效用。外據所該屯田地  
面、其府官、令兼帶營田使職名、於上提點勾當外、三路  
所有屯戶主、常加存恤、將彼此事情、互相照料、撫養  
其生業、休息其困乏、使一方軍民、及居者、屯者、兩不失  
所、方爲稱職。然後、限以歲年、責其成效、以憑考較、  
別議陞降。如此、庶得軍民兩安、政成化理、事無曠慢。  
邊防之重地既安、耕戰之大本又立、以攻以守投之、所向  
無不如意。若貪外虛內、置已有而不恤、圖必爭之要害、  
是猶荒晉腴之地、不爲耕稼、而求不可治之石田。(恐切)  
(切恐)爲隣人之輕且笑也。外據真定・平陽兩路、亦宜標  
撥縣、另立散府、使直隸省部管領、其於官・民亦爲兩便、  
且免夫末大不掉之虞、得強幹弱枝之道矣。據此合行具呈。

【譯】

河南を分割して四路とすることを論じる意見書

河南は邊境防備の要地であり、耕・戦の根本となる地である。ご公家が長江・漢水の地に兵を用い、屯田をならべて河南に軍を置く意志をしめされたのは、ただ襄陽を陥落させるためだけではあるまい。いま考へるに、分割して民を養い、河南の根本を充實させることが急務である

う。

さて河南は、方形で幅廣く、東西は二千里、南北は一千里あまり、所屬の州は七十城あまり、軍・民は一八萬戸。往年の比ではないとはいえ、實に亡金一國に値する。いまは行中書省を一つ設置して上から統轄させているが、總府の所在地(開封)は北に偏つており、東南諸州の半ばは犬の牙が交錯するように南宋と國境を接して、唐・鄧・徐・邳・毫・穎などの州は南京(開封)から近いものでも五百里はある。少しでも差し迫つたことがあれば、文書・帳簿の照合だけでも何度も往復して、處理し終えるのにたちまち一箇月はたつてしまう。徵稅・調達に支障があるばかりでなく、實際には統制がきかない。さらに、多難な折は平時と情勢が異なる。襄陽の攻防が始まつて以來、輸送や調達、必需品の用意に役所は忙殺されている。二、三の州を管轄する總管府と同様の數の人員で仕事をするのであれば、いくら有能な人材を選びよう、當然のことながら責任をもつて處理することは難しい。ただしこれは、各役所における業務の繁閑の差の問題にすぎない。さらに憂慮すべきは、黃河以南の屯田が壊滅し、勞役を逃れて集落全體が無人になつた例もあることである。問題點は、屯田が州・府の管理下になく、人々が務めを怠つても責任を負う者がいないことにある。たとえて言え

ば、數萬の羊の群れが不安におびえ、牧地にいながら水や草がなく、その上、一人に放牧を任せて安全と便宜を確保できない、といった状況に似ている。

わたくし惣の考えでは、河南の地を分割して四路とすべきであろう。歸徳を一路とし、これに徐・邳・宿・亳を隸屬させる。蔡州を一路とし、これに陳・潁・睢・息を隸屬させる。鄧州を一路とし、これに申・裕・唐を隸屬させる。南京を一路とし、これに鈞・許・嵩・汝・鄭・延を隸屬させるのである。また、官吏を任命する際には通常よりも位階を上げてやれば、進んで手柄を立てようとするだろうし、能力も競い合うことだろう。そのほか、關係の屯田地にあつては、總管府の官に管田使の職を兼任させ、(歸徳・蔡州・鄧州)三路の屯田戸主すべてを救済し、それぞれの事情を互いに勘案し、その生業を安定させて困窮から救い、各地域の軍戸・民戸・住人・屯田戸ともども暮らし立つようにしてはじめて、「職務を果たした」という評價をあたえるのである。こうしたのちに、年限を決めて責任を負わせ、査定にしたがつて昇進と降格とを議論する。そうすれば、軍・民ともに安定し、政治教化は整つて、職務にも怠慢はなくなるであろう。邊境防備の要地が安定すれば、耕・戰の根本も完成して、攻守ともども思うがままになる。もし外にばかり目を向けて内をなぞりに

し、既存の土地を大切にせずに要害の地ばかりを貪るならば、肥沃な土地を捨てて石田を求めるのと同様、隣人の笑いの種となるであろう。

このほか真定と平陽の二路についても、州・縣の線引きを行つて散府を立て、その散府を中書省に直隸させるのが、官・民ともに有益であり、「枝葉が肥大して幹を弱める」危惧を避ける道である。

これについては眞呈書をおくるべきである。

### 【註】

○國家用兵江漢—クビライは至元五年に河南行省を設置、翌六年には唐・鄧・申・裕等の地域に屯田を置き(前件の註参照)、南宋攻撃に本格的に乗り出す。本案件はそうした状況下で書かれた河南經營の具体策である。

○軍民—ここで「軍民」と一括されている人たちがどういふ人たちなのかよく解らない。

○簿書期會—文書・帳簿のチェックのために定期的に集まること。『漢書』卷四八「賈誼傳」参照。

○動輒—「動不動(ややもすれば)」の意。

○辦集—(税や穀類を)「そろえる」「集める」の意。

○調度—「調達」「調達する」の意。

○取辦—「辦集」と同意。

○(彼)—「彼」は「抜」の、字形からくる誤りではあるまいか。「役」の可能性もある。

○迤南—この時代の文献にあつては「迤南」と「以南」とは使い分けがあり、本案件がそうであるように、「迤南」は多くの場合獨立して用いられ（何の南側かは述べられない）、「はるか南側」まで含めていうように思われる。ここでは黄河以南を指すだろう。

○大復—「復」の字がよく解らない。ここでは「覆」の意で考えた。

○（条）—「条」は「舉」の、略字の字形からくる誤り。

○一人看管放牧—ここで放牧の譬えを用いるのは、王惲にとつてはかなり危険な表現だったのではないか。譬えのなかの「一人」は、河南行省の責任者を暗にさすかも知れない。

○以歸德爲—鄭延縫之—『元史』「世祖本紀」（四）至元八年四月辛酉の條に「歸德を分かちて

散府と爲し、宿・亳・邳・徐等州を割して之に隸せしむ。申州を升して南陽府と爲し、唐・鄧・裕・嵩・汝等を之に隸せしむ」、同書「地理志」（二）汴梁路の條に「（至元）九年、延州を廢し、領する所の延津・陽武二縣を以つて南京路に屬さしめ、蔡・息・鄭・鈞・許・陳・睢・穎八州を統べしむ」とあるように、河南の實際の分割は、至元八年と九年に、歸德府（宿・亳・邳・徐）、南陽府（申・唐・鄧・裕・嵩・汝）、南京路（延津・蔡・息・鄭・鈞・許・陳・睢・穎）の一路二府のかたちでおこなわれた。また、『元史』「世祖本紀」（三）至元二年閏五月の條に、「四親王に南京の屬州を分かつ。鄭州は合

丹に隸し、鈞州は明里に隸し、睢州は李羅赤に隸し、蔡州は海都に隸し、他の屬縣はまた朝廷に還さしむ」とあるように、鄭・鈞・蔡・睢（いずれも河南路に屬すことになる）がオゴディ家の所領だったことも確認できる。なお、至元九年の分割の結果、河南路は縦に長い區画となつたが、鄂州の役の際にクビライが往復したのもこの地だったことは、おそらく偶然ではない。

○效用—役人の勤務評定にかかるターム。「事效」と同意であろう。

○營田使—『元史』「兵志」（三）河南行省所轄軍民屯田の條に「（至元）八年、元の屯戸を散還し、別に南陽諸色戸計を簽し、營田使司を立てて之を領せしむ。尋いで罷み、改めて南陽屯田總管府を立つ」とある。

○所該—「該」と同意。この時代の吏牘體では、「所」を付けて二音節化されることがある。

○三路—王惲が述べる四路の分割案のうち、おそらく南京路を除く他の三路を言うのだろう。屯田を置くのだから、具體的には南宋と接する歸德・蔡州・鄧州を指していると思われる。

○彼此・互一

具體的に何を指すかはよく解らない。

○軍民及居者

屯者兩不失所—「居者」が具體的にどういう人を指すのか、これも不明。

○真定・平陽—『元史』「地理志」（二）「晉寧路」の條に、「（至元）八年、解州を割きて平陽路

に隸せしむ」とあり、平陽にかかわるこの改編が本案件

と無關係でないよう思われる。王惲は解州のことを念頭において發言しているのであるまい。また眞定は、その地にあつたアリク・ブケの所領（『常山貞石志』卷五〇「重修大龍興寺功德記」参照）を念頭に置くかもしれない。

○標撥——一定の基準によつて、線引きして分かつこと。

○末大不掉・強幹弱枝——それぞれ『春秋左氏傳』「昭公十一年」、『白虎通』「誅伐」参照。

#### 八四一八 論怯薛歹加散官事狀

（「朝廷」で改行平出）

切惟、自古殿庭之間、内而近侍、外而宿衛、凡有職掌、俱帶散階、理無一概白身領官掖之事者。今伏見朝廷一切侍從・宿衛・怯薛丹等官員、多係功臣子孫及歷年深遠辛勤勞績人員。據見掌職事、就中固分輕重上下、終是朝家未曾普覃加帶勳散階號。使寵異、其身名儻議而行、在國家大爲恩惠、於臣子益勵忠勤。且古人有言、「人主之尊、譬如堂、群臣如陛、階增則堂高」。是近臣榮顯、則人主愈尊崇矣。今後合無將内外一切近侍・環衛等官、據見掌職事、依驗色目、普加散官。如龍虎・驃騎・金吾・奉・輔・□（鎮）國・昭・安・懷・定・□・□（廣・宣）・明・武將軍之官、下至（丞）（承）・昭・忠・□・□（顯校）尉之號。更□・□・□（乞

一就）定奪俸秩、爲一代新制、所謂立制自貴近始。昨聞集議官服色、是欲辨上々、定民志也。據散階事理、誠宜先有定奪、然後服色可議。蓋服色因官品而定、而官品由服色而顯也。伏乞御史臺照詳。

#### 【譯】

ケシクに位階を與えることを論じる意見書

昔から朝廷にあつては、殿内にはお側仕え、殿外には宿衛といつて、職務ある者はみな位階をもつていて。稱號のないまま朝廷・オルドに侍る道理はないのである。今わたくしが思うに、朝廷にいるさまざまな侍從・宿衛などケシクのものたちは、多くは、功臣の子孫や長年の辛苦功勞があつた人々である。現在の職務については、その中で輕重上下はもちろんあるが、結局のところ、公家が勳號・位階を全員に恩賜されたものではない。主上の特別な寵愛を、その身分・稱號としても議論し實施すれば、ご公家に大きな恩恵をもたらし、臣下たちにとつては忠勤のはげみとなる。また、昔の人（賈誼）は「主上の尊さは、たとえて言えば堂であり、群臣は陛である。階段がふえれば堂も高くなる」といっている。これは、お側にある臣下が高貴になれば、それにしたがつて主上も

*ngolische Elemente im Neopersischen* I., Nr. 333, 334).

ますます尊敬を集める」とを意味するものである。今後、宮殿内外のさまざまなお側仕え・近衛兵等の人々に對し、現在職務についている者については、その種類にしたがつて、全員に位階・稱號をあたえるべきである。たとえば、龍虎・驃騎・金吾・奉國・輔國・鎮國・昭(勇毅武)・安(遠)・懷(遠)・定(遠)・廣(威)・宣(威)・明(威)・(信)顯(宣)武などの將軍の稱號から、下は承(信)・昭(信)・忠(顯)・武(勇)・翊(翊)などの校尉の稱號がそれである。

さるにまた、これと一緒くに俸給をとりきめ、新しい制度をつくることを願いしたい。「制度は身近などいろから決める」とはこれである。聞けば、宮廷内での禮服の色についてお歴々が集まつて議論しているというが、これは、上下貴賤を定め民心を安定させようとするものであろう。位階のことというのは先に判断があつてしかるべき問題であり、そうすれば禮服の色もおのずからきまつてくる。つまり、禮服の色は官位によつて決まり、官位は禮服の色によつて明らかになるのである。

おそれながら、御史臺の検討を請う。

【註】

○怯薛タフセ・怯薛丹タフセドン—モハガル語 *keshiktei* *keshikten* の音譯語。「ケシクの人員」の意(G. Doerfer *Turkische und Mo-*

○宮掖—「掖」は「掖廷」の意で、妃嬪がいる所。皇居を「宮掖」と表現するのは、「宮闈」などの語からか、男女が「雜居」するオールドを念頭においてのことと思われる。○勞績—「計勞績」というように、解由等に記入される成績をいつゝれを計算して遷轉が議された。○就中—「その中」の意。(漢) 參照。○普覃—「普加」と同意。○勳散—『新唐書』列傳(八二)「陸贊傳」に「勳散爵號」の表現があるように、これで一語。○身名—位階・勳號の意。『冊府元龜』卷一三一「帝王部」「延賞」(二) 晉の高祖の天福六年八月の條に「臣は職官を有する者は遷改し、未だ身名を有せざる者は敍用す」とある。○古人有言—『漢書』卷四八「賈誼傳」には「人主の尊は譽うるに堂の如く、効臣は陛の如く、衆庶は地の如し」とある。○□國—『元人文集珍本叢刊』本によつて「鎮」字を補う。以下四部叢刊本において文字が判讀できない部分については、同様に補つた。○(丞)—『元人文集珍本叢刊』本も同様に作るが、「承」字の誤り。○龍虎—『元史』「百官志」(七)「武散官三十四階の表では、龍虎・金吾・驃騎(正一品)・奉國・輔國・鎮國(從二品)・昭武・昭勇・昭毅(正二品)・安遠・定遠・懷遠(從三品)・廣威・宣威・明威(正四品)・信武。

顯武・宣武（從四品）／武節・武德（正五品）／武義・武略（從五品）（以上、將軍）／承信・昭信（正六品）／忠武・忠顯（從六品）／忠勇・忠翊（正七品）／修武・敦武（從七品）／保義・進義（正八品）（以上、校尉）／保義・進義（從八品）（以上、副尉）の順に列舉される。『元典章』「吏部」（二）「官制」（二）「資品」によると、龍虎・金吾・驃騎（正二品）／奉國・輔國・鎮國（從三品）／昭武・昭毅・昭勇（正四品）／安遠・定遠・懷遠（從四品）／廣威・宣威・明威（正五品）／信武・顯武・宣武（從五品）／武節・武德（正六品）／武義・武略（從六品）（以上、將軍）／承信・昭信（正七品）／忠武・忠顯（從七品）／忠勇・忠翊（正八品）／修武・敦武（從八品）／保義・進義（正九品）（以上、校尉）／保義・進義（從九品）（以上、副尉）の順番となる。本案件では「將軍之官」の所で五品と六品の區別を作つており、敘任状の形式等と對應する（八四一四の註参照）。

○立制自貴近始—宋衛湜『禮記集解』卷四六に「法の行われんと欲せば、貴近より始めよ」という表現がある。これを踏まえるであろう。なお、『金史』「世宗本紀」（中）大定二三年一月の條にも「教化の行われるは當に貴近より始むべし」とあり、『禮記集解』の表現が當時様々に用いられたことを思わせる。

○集議—「堂議」とほぼ同じ。高官が集まり話し合うこと。『吏學指南』「署事」の條には「諸司、共に籌るを謂うなり」とある。

○官官服色—『元史』「世祖本紀」（三）至元六年一〇月己卯の條に「朝儀の服色を定む」とあるほか、『國朝文類』卷六八「平章政事致仕尙公神道碑」にも、劉秉忠の推薦をうけた尙文が、至元二年から七年にかけて「始めて朝儀をたてる」ために「服色等差」

を定めたことが記述される。ここにいう「官官服色」とは、『元史』「輿服志」(一)に「質孫は漢言の一色の服なり、内庭に大宴すれば則ちこれを服す。冬夏の服は同じ

からず、然れば定制なし。凡そ勳戚・大臣・近侍は、賜わ

れば則ちこれを服す。下は樂工・衛士に至るまで皆その服あり。精粗の制、上下の別、同じからずといえども、總てこれを質孫と謂うとなり」と記述される「質孫(jisun)」のことであろう。○辨上下定民志—『易經』「履」「象曰」の條にある言葉。貴賤を分かつ民心を安定させる意。

八四一九 論收訪野史事狀  
(「國家」「成吉思皇帝」「先帝」で改行平出)

切惟、古者修史、野史傳聞、不以人廢。伏見、國家自中統二年立國史院、令學士安藏收訪其事、數年已來所得無幾。蓋上自成吉思皇帝迄于

先帝、以神武創平萬國、中間事功、不可殫紀。近又聞、國史院於「金質錄」内探擇鑿造事蹟、豈非慮有遺忘歟。然當間從征諸人、所在尚有、旁求備訪、所獲必富。不然、此輩且老、將何所聞。合無榜示中外、不以諸色等人、有曾扈從征進、凡有記憶事實、許所在條件、或口爲陳說、

【譯】

野史を収集することを論じる意見書

いにしえの史書の作成は、それがたとい民間の資料や傳聞であつても、傳えた人の如何によつて資料そのものを破棄することはなかつた。わたくしが思うに、ご公家は中統二年(一二六一)に國史院を設けて以來、翰林學士の安藏に在野資料を収集させたが、數年來、集め得たものはあまり多くない。思うに、上はチンギス皇帝から先帝(モンケ)に至るまで、大いなる武徳によつて萬國を平定してきた輝かしい戦功は、いくら記述しても書ききれるものではない。その上、聞けば、國史院が最近「金の質錄」の中から國家草創の事跡を選び取つてゐるというのは、忘却・遗漏を心配するがためではあるまい。それならば、その時に從軍した人々があちこちにまだ生き残つてゐるだろうから、それらの人々をあまねく搜し求めれば、必ずや大きな收穫を得るにちがいない。これらの人々は年寄りでもあるから、そうしなければやがて聞くこ

とができなくなってしまう。國の内外に掲示を出し、い  
かなる人であれかつて從軍した者で當時の事を記憶して  
いる人には、それぞれの役所の狀況に應じて、口傳えの  
情報であれ傳聞であれ、その大小にかかわらず情報を提  
供させ、官より賞與を與えるようにすべきである。そう  
してこそ、人々は功績を認められて國家は史書を書き上  
げ、大いなる事跡を隱滅させることなく、不明な部分ま  
で明らかにして、一代の歴史がことごとく明らかになる  
というものである。なんとすばらしいことか。

## 【註】

○學士安藏 (An-tsing) —ビシュバリク出身のウイグル  
人。彼の事蹟については『雪樓集』卷九「秦國文靖公神  
道碑」が根本史料となる。それによれば、安藏は一九歳  
で初めて仕え (『至元僧侶錄』によつてアリク・ブケのもとにい  
たことが分かる)、その後クビライに仕え翰林學士・嘉議  
大夫・知制誥 同修國史に任じられた。アリク・ブケとの戰  
いの時には、クビライの特使としてカラコルムに送られ  
たこともあるという (實際には、元來カラコルムにいた安藏  
をクビライが招聘したのではあるまいか)。ウイグル語・モン  
ゴル語・漢語・サンスクリットに通じ、その語學力を生か  
してクビライの文化・宗教面擔當のブレーンとして活躍し

た。また、モンゴル時代の敦煌・トルファン出土ウイグル語佛教文獻のいくつかには、奥書にその名が記されて  
いるものがある。漢語文獻では安藏は概ね「學士安藏」  
と記述されるほか、敦煌・トルファン出土ウイグル語文  
獻においても、*fanlin kässi* (翰林學士) *Antsang* と記述  
される。

○國史院—『中堂事記』(下)「二年七月廿  
七日」の條に、「詔有りて照會せしむ。翰林國史院を立て  
て、翰林承旨王鶴に道與す、保奏によりて翰林院官修國  
史事とす、と」とある。翰林國史院は中統二年七月に開  
平において設けられ、その時の責任者は王鶴であつた。  
また、この折に王惲は翰林修撰に任じられているから、  
安藏が中統二年から國史院に關わつたとすれば、二人は  
もちろん顔見知りだったはずである。

○「金實錄」—金の實錄は、一二三三年、金の南京 (開封) の開城に際して張柔によつてもらだされ (『國朝名臣事略』卷六「萬戶  
張忠武王」参照)、中統二年、同じく張柔によつて、發足して間もない中統政府にもたらされた (『中堂事記』(上)「二  
年二月五日」の條参照)。王惲は、中統二年に翰林國史院が設けられて以來、翰林修撰としてこの實錄を見ており、  
その折のメモ書きと思われる記述が『玉堂嘉話』(八)に  
見える。なお、金の實錄の編纂から『金史』の成立まで  
の過程については、藤枝晃『征服王朝』(秋田屋、一九四八)

に詳しい。○當問—「當時」「當初」等と同意。その時、「問」は時間副詞をつくる助詞。○不以—「不揃」と同意。「～に關わらず」の意。○轉相—「傳える」の意。○鴻(休)〔規〕盛烈—「休」は「規」の誤りだろう。「鴻規盛烈」は陸倕『石闕銘』にある言葉。「大いなるいさおし」の意。

#### 八四一一〇 論品官懸帶弓箭事狀

切見、國家往年禁斷弓箭事、久弊生中間、似有未盡者。今體訪得、軍戶・斡脫・弓手・打捕・回回等人皆得懸帶、而外任三品至七品以下官員皆不許懸帶。據上項官員、重則控制數州、小則肅清百里。其間懸佩符命、赴任在官、往返道路。緩急有虞、無寸刃隻矢以禦強暴。是國家命官不若打捕等戶之有備也。且此法之行、止能禁絕良民。近年所在失事、多係挾持弓箭馬賊、其擅助賊威、奪去民救、莫此爲甚。據外任三品以下官員、今後合無照依品官、(合)〔依〕得舊例定奪、似爲長便。據此合行具呈。

【譯】

位階をもつ官が弓矢を懸帶することを論じる意見

書

ご公家は過ぐる年に「弓矢を禁じて云々」の命令を出されたが、時間の経過とともに弊害が生じ、現行法ではまだ周到ではないところがあるようと思われる。いま實地に調査したところ、軍戶・オルトク(斡脱・弓手・打捕・サルタウル(回回)たちはみな武器の攜帶を許されているのに、外任の三品から七品以下の官員たちは許されていない。これらの官員は、上は數州を統轄する者から下は百里を管轄する者まで、バイザと絞任狀を下げ、任務を帯びて着任し、往還する。急にさらされる危険があるにもかかわらず、暴徒から身を守る小さな刀、一本の矢もないのである。これでは、國家の俸給を食む官人が、打捕戸などの武装するものにもおよばないことになる。しかも、この法の施行は一般人に武器の攜帶を禁じ得ただけで、近年あちこちで起きている事件は、多くが武装した馬賊によるものである。これでは、「馬賊には威力を與え、民からは自衛手段を奪う」の極致であろう。

外任の三品以下の官員については、今後品級に應じて昔の決まりどおりにすれば、長期の便宜であろう。これについては具呈書をおくるべきである。

○弓箭—クビライ時代の弓箭（軍器）攜帶に關わる禁令は、中統二年のものが史料的には初見であるが（『元典章』「兵部」（一）「軍器」「許把」「開元路打捕不禁弓箭」参照）、實際にはそれ以前から禁止されていたであろう。至元八年に「各道の按察司ならびに胥吏が出巡するおりの弓箭攜帶」に關わる案件が確認され（『元典章』「兵部」（二）「許把」「察司懸帶弓箭」）、また至元六、七年に打捕戸の弓箭攜帶に關する案件が確認される（『元典章』「兵部」（二）「許把」「打捕戸計把弓箭」、および「開元路打捕不禁弓箭」）。本件もその一環かと推測される。○軍戸—元代戸籍上のカテゴリーで兵役を課された戸。『元典章』には、軍戸が實際に役に就く際に、軍戸を統括する奥魯で武器を支給されるというシステムも確認される（『兵部』（二）「許把」「軍人交替許帶弓箭」）。

○斡脱—トルコ語 *ortog* に由來する音譯語。合資によって長距離取引を營むオルトク商人は、道中の安全確保のため、自らも自衛手段をもつ必要があった。『元典章』「兵部」（二）「軍器」「拘收」「禁斷軍器弓箭」に引かれる中統四年の禁令においても弓箭攜帶が許可されているほか、中統五年には「巡防弓手の設備をもつた村店の宿に宿泊する」ことを命じた聖旨も出されている（『元典章』「刑部」（一）「諸盜」（三）「防盜」「商賈於店止宿」参照）。

○弓手—地方の衙門に配置さ

れた、犯罪者逮捕のための捕り手・物資輸送のための護衛を「弓手」（ないし「馬歩弓手」といった。『元典章』「刑部」（一）「諸盜」（三）「防盜」の條、ならびに同書「兵部」（三）「役使」「弓手」の條参照）。○打捕—狩獵を生業とする戸。『元典章』「兵部」（二）「打捕戸許把弓箭」は、至元六年一二月の聖旨を引いて、「隨路の御前の野物を打捕するものについては、正打捕戸の弓箭を執把するを除くの外、その餘の人等は竝びに禁斷を行れ」という。これによれば、打捕戸には、カアンの御膳にそなえる正打捕戸とそれ以外とがあり、當時武器の攜帶を許されたのは正打捕戸のみということになる。一方、同じく『元典章』「兵部」（二）「開元路打捕不禁弓箭」は、至元七年六月の聖旨を引き、遼東の女直打捕戸と開元路の一般打捕戸について論じる。「それら遼東の女直打捕戸と開元路の一般打捕戸は、猶以外に生業がないため、武器の禁を施行しない旨」を述べるのである。王惲がここでいう「打捕」は、開元路等の「生業なきその餘の打捕」ではあるまい。とすれば本案件は、至元七年の六月以後に書かれたことになる。○回回—『烏臺筆補』八八一九は、「先帝の聖旨」を引いて「斡脱として賣賣をする畏吾兒木速兒蠻・回回は本住處の千戸・百戸にかえらしめよ」という。王惲は、こうした聖旨を通じてオルトク、ウイグル

ル、ムスリム、サルタウルを區別していたと思われる。

ここにいう「回回」はしたがって、直譯體風漢語文や「元朝祕史」がいう「回回」、すなわちサルタウル (Sarayul) のことだと思われる。なお、『烏臺筆補』八八一九は、中統四年の段階で中都に「九五三戸の「回回」がいた」と述べる。

○外任三品至七品以下官員—『元典章』「吏部」(一)「官制」(一)「職品」「内外文武職品」によれば、外任三品から七品の民職は、上路總管府達魯花赤

(正三品)から各路總管府經歷(從七品)までの下僚、府州の各級官吏、および下縣の長官である尹・達魯花赤(從七品)まで、それに行中書省、宣慰司や安撫司の屬官ということになる。ここで想定されている官員は、基本的には、正三品以下の路・府・州・縣の地方行政官であるが、

上記『元典章』「兵部」(二)「許把」「察司縣帶弓箭」が

本案件と密接にかかわると思われるので、ここで三品以下の官員には各道按察使(正三品)以下、經歷(從七品)

等も含まれるであろう(『元史』「百官志」(二)「肅政廉訪司」参照)。○符命—命(命令書)と符(證明のバイザ・印)。オルトク商人等もやはりバイザを所持した。○擅助

賊威奪去民救—『漢書』卷六四上「吾丘壽王傳」に、「弓矢の禁」に關して「是れ、賊威を擅にして民救を奪うなり」とある。○(合)「依」—「合」では文意をなさ

ないので、「依」に改めた。ただし、「依着」という用語は頻見されるものの「依得」の用例を見ないように思うので、「得」を含めた二字を「依着」に校訂すべきかもしれない。

○長便—『吏學指南』「詳恕」の條に、「久しく利益あるを謂う」とある。

#### 八四一一 彈甲局首領官張涇影占工役事狀

今體察得、中都甲局首領官張外郎、至元四年・五年、影占合造甲人匠劉仲禮、私下取要工價鈔四十四兩五錢、却將本人合造甲數、逐(作)〔件〕抑令其餘人匠分造了當。今就問得、張外郎名涇是實。據此合行開坐糾呈。

#### 【譯】

甲局の首領官張涇が官營工房の作業を私したこと

を彈劾する意見書

今、實地に調べた所によれば、中都甲局の首領官である張外郎は、至元四年(一二六七)、五年に、よろい職人の劉仲禮を私し、工料の鈔四十四兩五錢を闇で取り、劉仲禮が作るべきよろいを他の職人にひとつひとつ強制して作らせた。今張外郎、名は涇に問いただしたところ事實であった。

これについては箇條書きにして、糾弾のための具呈書をおくるべきである。

## 【註】

○首領官——路府州縣の司吏等から、經歷、都事、主事、知事、照磨などとして散階官に入流した者を首領官といふ。『元典章』「吏部」(一)「職品」「内外文武職品」によれば、大都人匠知事は從八品。また、「外郎」は吏目、都孔目、令史等の通稱。○影占一稅、差役の對象者、公の施設等を隠匿して登録しないこと、ないし、公人・公物を私の目的で用いることをいう。

## ○中都甲局——金

朝が滅亡する前後から、華北・中原に住む工匠人たちは中

都に集められ、それら工匠人たちが十投下、カアンによつて分割され、各投下とカアンが派遣した「管匠官人」によって管理されていた。ここにいう中都甲局は、クビライの臣下たる王惲が問題にするのだから、カアンに所屬するものだったと推測される。なお、クビライ時代にも、投下所屬の工匠人とカアン所屬のそれとが區別されたことを示す資料には『秋澗集』卷八二『中堂事記』(下)「五日乙未」の條がある。

○逐(作)(件)——「作」は「件」の誤りだろう。「ひとつひとつ」の意。○抑令——「勒令」と同意。強く迫つて強制すること。

## ○

開坐——箇條書きにすること。

## 八四一一二 爲驛程量事緩急給限事狀

切見、隨路每歲差遣人員赴都、如計稟公事、押運差發課程一切等物者、既還心欲速得到家、不問鋪馬生受、日行數站、其馬疋不無走損倒死。以憚愚見、今後除軍情急速人員外、其餘所差人員、合無照依舊例、量事緩急定立往回地程、使各站出給關文、於上分朗書寫日行站數、依上走遞。仍令按察司體究、違者治罪施行。如此、似望鋪馬少有倒死、站戶不致生受。

## 【譯】

站赤の行程・日程は事の緊急性を斟酌して程限を與えることについての意見書

關係各路は毎年官吏を派遣して都に赴かせるが、たとえば會計報告事務や稅、商業・專賣收入などもろもろのものを監督運搬する者たちは、早く歸り着きたいと思うあまり、驛馬が苦しむのも顧みず一日に數站も進むため、馬の中には走り疲れ、死ぬものもある。

わたくし惲が考へるに、今後、軍事状況の急迫による派遣官吏以外は、以前のきまりどおり、事の緊急性を斟

酌して往復の行程を決め、各站に文書（關文）を發給させ、その文面に一日に進む驛數を明記させたうえで、それに従つて站赤を用いるようすべきである。さらに、按察司に實地に調査させて、これに違犯する者については斷罪しつつ實施するのである。そうすれば、驛馬が死ぬこともなく、站戸が苦しむことなくなると期待できよう。

## 【註】

○限—「程限」の意。八四一四の註参照。○隨路—「諸路」「各路」などとの使い分けがあることからすれば、「隨路」は「關係する路」といった意。「隨」は關係するから「任意」に選ばれる。○人員—「人」は散階に入流していない者の、「員」は入流している者の量詞。

○計稟公事—この四字でひとつの語であり、「公事を計稟する」ではないだろう（『永樂大典』卷一九四一七「站赤」（二）所引『經世大典』（至元）九年八月の條参照）。「計稟」について（漢）が「計議和稟告」という訓を與えているのは、この語を「計會」「取稟」などの語を合成した省文と考えたからではあるまいか。今はこの案に従う。○一切等物—「一切」に「等」が後置されるのは漢語として不自然な表現である。蔡美彪『元代白話碑集錄』所收

「一三二一年易州龍興觀懿旨碑」（これはバイリンガル史料である。照那斯圖『八思巴字和蒙古語文獻II文獻匯集』東京外國語大學A·A研、一九九一參照）に「一切等物」の表現が見られることからすると、翻譯語の可能性もある。

○關文—同省内の各部が相互におくる公文書。ここでは、各使者に對して兵部が給し、その文書をもとに戶部が物資・金錢を出給するものと思われる。○似望—『雪樓集』卷一〇「奏議存稟」「學校」に「已に降したる詔旨に依りて施行せば、國家の教育もて有方の多士を鼓舞して倦まさらしめ、他日取るに隨いて足るに隨い、事に臨みて才に乏しきの歎無く、天下幸甚たるを似望まん」とある。「庶望」と同様の用法であろう。

## 八四一三 爲典雇身良人限滿折庸事狀

切見、在都貧難小民、或因事故、往往於有力之家典身爲隸。如長春一宮約三十餘人、元約已滿、無可償主、致有父子夫婦出限數年、身執賤役不能出離。又有親生男女詭名典嫁、其實貨〔賣〕。此又大傷風化、（其）〔甚〕不可長。其典雇身人、如元限已滿無財可贖者、今後、合無照依舊例、令限外爲始、以日折庸、准算元錢、使之出離。

其或典數口內、有身故者、除其死者一分之價、至於願求

衣食者聽。外據典嫁不實者、乞嚴行禁止。如此、不致已久成俗、而雇身者、免轉良爲賤、混淆無別。不然、迷失門戶、耽誤差役、深爲未便。合行舉呈。

## 【譯】

自身を抵當に借金をした平民は期限が満了すれば労働を金に換算することについての意見書

中都にいる零細な民は、事情によりしばしば富裕の家に身賣りし、下働きとなつてゐる。たとえば、長春宮にいる三十余人の者たちは、期限が來ても返す金が無く、それから數年経つても賤しい仕事に就いたまま、親子・夫婦でそこから抜け出せないでいる者がいる。さらに、實の子を擔保に、結婚にことよせて金を借りる者がいるが、實際には身賣りである。これもまたお上の教化を大いに損なうものであり、助長すべきことではない。

自身を抵當に借金をし、期限が來ても返す金の無い者は、今後は以前からのきまり通り、期限切れを始めとし、日ごとに労働を換算して元金を清算し、下働きから抜け出させるべきである。また、金を借りた者の内から死者がでれば、その死者一人分の借金は帳消しにすべきだし、（返済後もそこで）労働したい者がいればそれをゆるして

やるべきである。そのほか、結婚が偽りであるのに金を借りる者については、厳しく禁止することをお願いしたい。そうすれば、「典身」が惡習となることもなく、労働を賣つて平民から賤民に落ち、「良・賤が入り交じつて區別がつかない」事態も避けられるのである。このままでは、「戸籍はなくなる、稅は滞る」で、大變不都合に思われる。

具呈書をおくるべきである。

## 【註】

○良人——八四——の註参照。

○在都——の註では中都

をいう。○貧難——「老疾・分房・驅丁」（『烏臺筆補』八六一三〇）、「年老・單丁・女戸・消乏」（『烏臺筆補』八七一四）等とともに、戸籍の區別をいう用語である。

○典身・典嫁——「典」は「質入れ」の意。  
○隸——「賤」と同意で用いられているのであろう。  
○長春一宮——

現在の北京にある白雲觀。金朝時代は天長觀とか太極宮と稱した（『金史』「章宗本紀」（三）泰和三年一二月の條）が、丘處機がここに住持したのに因んで一二二七年に長春宮と改名（長春は丘處機の道號）、モンゴル時代を通じて全眞教の一大據點となつた。『黑隣事略』の記述によれば、長春宮は「亡金の土」の避難所だったという。ただし、本

事件にいう「貧難の小民」は、「亡金の士」と無關係で、おこなっている「遊手」のような連中だったのではあるまい。

○貨□一『元人文集珍本叢刊』本にしたがつて「賣」字を補つた。「貨賣」は「品物として賣る」の意。○折庸准算一「折庸」は勞働に換算すること。「准算」の「准」は「准折」の「准」で、「正確に釣り合う」ようにするので、これも「換算する」の意になる。「折庸准算」については『元典章』「刑部」(一)「諸盜」(一)「評讞」「盜賊無償折償」参照。○門戸一(漢)は「家庭・戸口」とする。

#### 八四一—四 爲不宜先浚新城壕塹事狀

〔宸極〕「皇居」で改行平出)

切見、隨路連年蝗旱、百姓飢乏者衆。今春首農務將作、大興力役、擬浚治新城壕塹。不惟妨奪民時、切恐轉致困弊。合無伺候秋熟舉作似爲未晚。不然、若從重論、理合先築宮城、正宸極之位、使内外有限、以壯

皇居、然後宮室可得而議。據浚鑿壕塹工役、似未宜先行。

【譯】

先に新城の水路を浚うべきでないことについての意見書

關係の路にあつては毎年蝗害・旱魃が續き、收穫もなく窮乏している民が多い。今、春の初めの農繁期に際して、大土木工事を起し、新城の水路を浚渫しようとしている。これは單に、農繁期の重要な作業時間を民から奪うのみならず、人々を著しく疲弊させるものである。秋の實りを待ち、收穫をあげさせてから工事をはじめて、運くはあるまい。が、もしそうしないのであれば、大方の見方に従つて先に宮城を建て、天子の位する中心を明らかにし、内に住む者と外に住む者とを區別してカアンの居場所を壯麗なものにするのはどうだろう。そうすれば、宮城内の一つ一つの建物はおのずと決まってくるはずである。

新城の水路を浚う労役については、これを先に行うべきではない。

【註】

○壕塹一ここにいう「壕塹」は外城壁の周壕ではなく、城内の用水、運河等に關わる何らかの水路ではあるまい

か。

○新城・宮城・皇居・宮室——「新城」は後の太都城全體、「宮城」は後の太明殿・延春閣を中心とする空間、「宮室」は後の「皇城」内の建物をそれぞれ指すである。

「皇居」は單に「皇帝のいる場所」の意で、場所・地域・建物を指す特定性はない。なお、「新城」を太都と呼

ぶのは至元九年から。したがつて本案件は至元九年以前に書かれたことになる。『道園學古錄』卷二三「太都城隍廟碑」によれば、太都城の建設は至元四年正月に始められたという。だが、本案件の記述からすれば、至元六年、七年の段階で、「新城」の實質は何もなかつたことになる。

#### 八四一一五 爲春水時預期告諭事狀

(「聖旨」「御前」で改行平出)

近知得、河間路任丘縣南史村軍戶劉阿李、爲殘害海青事、將本婦人處斷訖。參詳、在先爲鷹隼・海青公事、然省部欽奉

聖旨、遍行隨路、出榜省諭。而農民愚懶、月日深遠不無遺忘。兼海青飛舉、動輒千里。切恐遠方之人、不知係是車駕飛放禽羽。以憚愚見、今後

御前鷹隼・海青、合無縣帶記驗如前朝牙牌之制、每遇春秋飛放之時、更令所司、預期將一切禁忌違犯之事重行、嚴

切省諭、使農民臨時又得曉然通知。如此、豈惟易避難犯、亦不致悞有損害、似爲便當。今後、設或復有違犯之人、乞送有司、照依札撤、斷罪施行。

#### 【譯】

春の鷹狩りの時にはあらかじめ指導を行ふことについての意見書

最近知つたところでは、「河間路任丘縣南史村の軍戶・劉阿李が海青を慘殺し云々」の件で、すでにその女を處刑したという。思うに、以前に「鷹隼・海青のために云々」という文書があり、そのために中書省はカアンのお言葉を奉じ、關係の路に遍く書類を送つて、掲示を出して民に悟らしめたのである。しかし、農民は愚かなもので、月日が経てば忘れてしまわぬとも限らない。加えて、海青鷹は一度飛び立てばすぐに千里のかなたである。心配するのには、遠方の者にはそれがカアンの放つた鷹だとわからぬことであろう。

わたくし憚が考えるに、「これからは、前朝(金朝)の牙牌の制度のように、カアンの鷹には目印を付け、春や秋には期日に先んじて、管轄の部署に「様々な禁止・違犯事項」の書類をもう一度送らせ、鷹狩に臨んで農民がそのこと

を十分理解しているよう周知徹底させるべきである。」) のようにすれば、災難・犯罪を回避するのが容易なだけではなく、誤って鷹が殺されることもなく、適當な處置のようと思える。

今後、それでもなお違犯する者がいれば、役所に送り、ヤサにしたがって断罪していただきたい。

【註】

○春水——「春水」は春さきに行われる鷹狩りのこと。) されとは別に「秋山」という表現もあり、これは秋に行われる巻き狩りをいう。いずれも『遼史』『金史』に頻見される(池内宏「遼代春水考」「滿鮮史研究」中世第一冊、岡書院、一九三三参考)。また、王惲『玉堂嘉話』(八)所引の張徳輝「紀行」に「趁春水飛放故也」という表現もみえ、本案件にいって「春水」が「鷹狩り」の意であることは明らかである。

○河間路——『元典章』「兵部」(五)「捕獵」  
「違例」「禁地内放鷹」に、カアンの禁地の範囲が明記されている。東は澤州、南は河間府、西は中山府、北は宣德府までという。本案件は、カアンの禁地に含まれる河間路での事件である。

○劉阿李——「阿曹」の註参照。本案件の場合、「劉某の妻、李某」の意。

○處斷——直譯體にいって「断按打奚」も同様で、多くの場

合、實際には死刑を意味した。

○參詳一八四一

の註参照。

○前朝牙牌之制——「牙牌の制」については不明だが、鷹につける田畠をいつものやあらわ。『元典章』「兵部」(五)「捕獵」「飛放」「鷹鷹顏色猝皮」に「百姓、

諸人の鷹鷹の足に繋ぐ革は、黒色を使用せよ。紅や紫の混じった革を使ってはならない」とある。至元二一年の右の案件によれば、誰の所有する鷹であるかによって田

印が色分けされたようである。なお「前朝」は、改行していなかったため「金朝」と譯出したが、先代のカアンを指す可能性もある。

○春秋飛放之時——『元史』「世祖本紀」(四)至元九年冬——○月の條に「敕して、七月より十

一月の終りに至るは捕獵を聽し、餘月は之を禁ず」とある(あわせて『元典章』「兵部」(五)「捕獵」「違例」「禁治打捕月田」参照)が、カアンノヤ一部の要人はその限りではなか

ったのであら。○札撒——チングイスの法令 yasa-ya saq-jasa-jasaq (G. Doerfer, *Turkische und Mongolische Elemente im Neupersischen* IV, Nr. 1789參照)。) 」) ど「照依札

撒斷罪」とい、「照依」(降聖)「照依」(降條格)などと表現しないのは、「先斬後奏(斬り捨て御免)」としての表現が用いられるケースが多かったからではあるまい。